

## 概要

審査請求人に発病した「双極性感情障害」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、〇株式会社（以下「会社」という。）に入社し、営業職に従事していた。

請求人は、不眠、寝汗、無気力状態等が出現したとして、平成〇年〇月〇日、A病院を受診し、「うつ状態」と診断され、その後、B病院に転医し、「双極性感情障害」と、C病院では「躁うつ病」と、D病院では「双極性感情障害」と診断された。

請求人は、本件精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

パワハラや嫌がらせ、長時間労働があり業務中に発病した為、業務上の災害に間違いない。したがって、監督署長の決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき判断すると次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃に、ICD-10 「F31双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月の間に認定基準の「特別な出来事」に該当するものはない。
- (3) 請求人が主張する、平成〇年〇月頃に担当していた取引先に不良品を納入したことにより、同社担当者からクレームを受けたという出来事については、具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当するものと判断した。  
これについての心理的負荷の総合評価については、クレームの内容は顧客の喪失を招きかねないものや会社の信用を著しく傷つけるほど重大なものではなく、クレーム解消のために、他部門や取引先と困難な調整に当たったというわけでもない。  
出来事後の状況についても、特に考慮すべきものは認められないことから、総合評価は「中」と判断した。
- (4) 平成〇年〇月に異動したことは、「配置転換があった」に該当するものと判断した。  
この異動は請求人自ら望んで会社に申し出たものであり、配置転換後の業務に対応するために多大な労力を費やしたものと認められず、また、異動後の地位が、異例なほど重い責任が課されるものであった事実は認められないため、異動後の業務への対応は軽微なものであったと判断される。  
出来事後の状況についても、特に考慮すべき事情は認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」とした。
- (5) 請求人が会社で周囲の人からのけものにされていたと主張していることについては、事実を確認できず、具体的出来事としては評価できないものと判断した。
- (6) なお、正確な労働時間は確認できないが、請求人が申述した労働時間を仮に最大限認めても、最大で月30時間の超過勤務であることから、恒常的な長時間労働には該当しない。
- (7) 具体的出来事が複数認められるが、それぞれの出来事は関連せず生じていると認められる。よって、出来事ごとの総合評価は「中」と「弱」であることから、全体評価は「中」と判断した。
- (8) 業務以外の心理的要因及び個体側要因は調査結果から明らかとなっていない。
- (9) 以上のとおり業務による心理的負荷の総合評価は「中」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき判断すると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃に「F31双極性感情障害」を発病したものと判断する。

- (2) 発病前おおむね6か月間に「心理的負荷が極度のもの」、「極度の長時間労働」に該当する「特別な出来事」は認められない。
- (3) 不良品の対応については、具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。  
不良品の対応は特別なことではなく、一般的な対応で対処可能であり、そのため請求人の主張するような職場の支援・協力の欠如があったとまでは言えないことから、心理的負荷の総合評価は「中」と認めるのが妥当である。
- (4) 転居を伴わない人事異動が行われた出来事については、具体的出来事「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。  
この異動は請求人が申し出て実現したものであり、配置転換後の職種、職務の変化には順応できていたものと認められることから、心理的負荷の総合評価は「弱」と認めるのが妥当である。
- (5) 対人関係については、請求人は同僚から仲間はずれにされたと主張しているが、単に請求人が同僚との会話を避けていただけのことに過ぎないものと認められ、業務による心理的負荷を受けた具体的出来事としての評価はできないものと判断する。
- (6) なお、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。
- (7) 以上により、心理的負荷の全体評価について検討すると、具体的出来事が複数認められるが、それぞれの出来事は関連して生じているとは認められず、それぞれの総合評価は「中」と「弱」であることから、心理的負荷の全体評価は「強」には至らないと判断する。
- (8) 請求人の業務以外の出来事や問題点は見受けられないが、請求人は○クリニックで、アルコール依存症との診断を受けている。
- (9) 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。